記載例

(目的)

- この規程は、 <u>〇〇区(町内会)</u> 第1条 が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれ により撮影し、又は記録した映像データ等(以下「防犯カメラ等」という。)の管理に関する基 本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この規程において、防犯カメラとは、犯罪 **防犯カメラ設置場所住所を記入して下さい。** 月す る特定の場所(<u>OO市OO町O-O</u> で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

(運用責任者等)

- は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カ 第3条 〇〇区(町内会)
- メラ等運用責任者(以下「運用責任者」という。)を置くものとする。 〇〇区(町内会) の取扱いを行わせるため、運用責任者の指名する。 「団体名を記入して下さい。 もに、防犯カメラ等 **等取扱者(以下「取** 扱者」という。)を置くものとする。ただし、防犯カメノ寺の収扱いに関する業務を第三者に委 この限りでない。 託する場合は、
- 防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者(以下「受託者」という。)は、委託契約等 に基づき、この規程及び運用責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うも のとする。
- 〇〇区(町内会) は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取 扱いに関する業務について、検査するものとする。

(運用責任者等の責務)

- 第4条 運用責任者、取扱者及び受託者(以下「運用責任者等」という。)は、この規程の定める 映像及び記録媒体の保管場所を記入して下 に達成するよう努める ところにより、防犯カメラ等のご ともに、自己の映像を収録された さい。 と他人に漏らしてはな
- 運用責任者等は、防犯カメラル らない。運用責任者等でなくなく (防犯カメラ等の運用)
- 第5条 防犯カメラ等は、次に定る
- (1) 撮影対象区域を必要最小限の
- 防犯カメラが設置されている (2)方法で表示すること。
- (3) 映像表示機器及び録画機器の いようにするほか、映像の外部へ
- ・施錠ができる保管庫

(例)

- ・施錠ができる自治会事務室
- ・施錠ができるレコーダー収納箱
- 施錠ができるカメラのカードスロット

易所に明確かつ適切な

に立ち入ることがな 対策を講じること。

(4) 運用責任者等による映像の監視は、防犯カメン寺の設直日的に照りし、必要な場合のみにとど めること。

(記録した映像等の管理)

- 第6条 映像及び映像を記録した媒体 (人)下「記録媒体」という。) 等は、次に定めるところによ り管理されなければならない。
- (1) 映像の加工や不必要な複写を行わないこと。
- 0000 に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。 (2)

映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場 ただし、保守点 (3)保存期間を記入して下さい。 検等の理由により、運用責任者が許可した場合は

- __O週間_◆まで 映像の保管期間は、 な方法により、 (保存期間は1週間以上(7日 速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の に基づく場合 又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受<mark>間以上)必要です。)</mark>
- (5)その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じる こと。

(映像及び記録媒体の提供の制限)

- 第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに 該当する場合は、この限りではない。
- (1) 映像から識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合
- 法令等に基づく場合 (2)
- 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合 (3)
- 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合 (4) (苦情処理)
- 第8条 運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、 速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。 (補則)
- この規程の施行に関して必要な事項は、運用責任者が別に定める。 第9条

附則 この規程は、 ○○年 ○月 ○日から施行

施行日は、防犯カメラ稼働日以前 の日を記入して下さい。